



一般社団法人面会交流支援全国協会
ACCSJ ガイドライン 106

ACCSJ オンライン面会交流ガイドライン

構成：

1. はじめに
2. オンライン面会交流の方法
3. オンライン面会交流の難しさ
4. 支援者としての対策
5. 子どもの年齢と、オンライン面会交流における留意点

1 はじめに

本文書は、面会交流支援全国協会（ACCSJ）が定める ACCSJ 基準の「7. 支援実施の手順と内容」に定める面会交流支援の実施において、オンラインツールを使用する際の ACCSJ ガイドラインです。なお、ACCSJ 基準同条に基づく面会交流支援の手順全体については、「ACCSJ ガイドライン 101：ACCSJ 面会交流支援マニュアル」を参照してください。

面会交流は、子どもと別居親が会って遊んだり話したりするのが一般的ですが、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなどの情報通信電子機器を用いてビデオ通話を行う面会交流もあります。これをオンライン面会交流といいます。新型コロナウイルス感染症の世界的流行を背景に、法務省も事前に取り決められていた条件で面会交流を実施することが困難な状況において、オンライン面会交流を提案しています。

オンライン面会交流は、コロナ禍のように対面型面会交流が難しい状況下で子どもと別居親の交流維持を目的とする「補完的活用」と、親子が遠く離れて住んでいるため対面型面会交流に実施負荷が高い場合に利用する「代替的活用」に分類されます。オンライン面会交流は対面型面会を補うという面で有益ですが、また対面型面会交流にはない難しさもあります。本ガイドラインではそれらの点を明らかにするとともに、必要となる支援者と親の援助について例を提示します。

2 オンライン面会交流の実施方法

子どもの年齢、子どものパソコンやタブレット端末などへの習熟度などによって、実施方法は複数あります。ここでは、典型的な例を示したいと思います。

- (1) 同居親は子どもを、情報通信電子機器がネット接続可能な支援団体事務所あるいは任意の実施場所に連れて行き、支援者に子どもを受け渡す。子どもは支援者と同席、別居親は自宅からの形で面会を実施する。

- (2) 別居親, 子ども・同居親, 支援が必要な場合は支援者, が, それぞれ自宅等から情報通信電子機器をネットに接続して面会を実施する。

3 オンライン面会交流の難しさ

対面型面会交流にはないオンライン面会交流の難しさを以下の項目順に説明し, 次章でその対応を示します。

- (1) 情報通信環境の整備および操作技術の習得
- (2) 自宅でおこなう場合のプライバシー防露リスク
- (3) 面会中の同居親待機
- (4) 子どもおよび別居親の満足感が少ない
- (5) オンライン面会付添い特有の支援手順が必要

(1) 情報通信環境の整備および操作技術の習得

ビデオ通話をおこなうためには, 父母それぞれの側に

- ・パソコン, タブレット端末, スマートフォンなどの通信機器
- ・Wi-Fiなどのネットワーク環境

の準備が必要となります。また, 使用するツール (Zoom, Teams, Skype など) を決め, 各回のアクセス情報を取得し父母間で情報受渡しする必要があります。父母双方がツール操作を習得することも必要となります。

(2) 自宅でおこなう場合のプライバシー防露リスク

オンライン面会交流を自宅でおこなう場合, 面会者の背景に自宅室内が映り, まわりの音も聞こえるため, 「室内が片付いてない」「〇〇が置いてあった」「隣の部屋で交わしている会話が聞こえる」のようにプライバシーが相手に見えてしまい, 紛争や葛藤を引き起こすリスクがあります。

(3) 面会中の同居親待機

オンライン面会交流中に通信が切れた, 子どもが触ってカメラがずれて子どもが映らなくなった, などの障害に対応するため, 同居親は面会の間, 別の部屋などで待機している必要があります。別の部屋が確保できない場合は同室でカメラに映らない場所での待機となります。

待機している間に別居親の声や面会での会話が同居親に聞こえることで, 同居親のストレスが高まるリスク, 葛藤を高めるリスクがあります。また, 別居親は, 同居親がそばで聞いているのではないか, 見張っているのではないか, 面会が続かないように妨害しているのではないかと疑心暗鬼になるリスクがあります。

(4) 子どもおよび別居親の満足感が少ない

オンライン面会交流は、交流手段が視覚および聴覚（主に言語）に限られてしまいます。そのため、身体的接触（手をつなぐ、抱っこする、一緒に歩く、玩具で遊ぶなど）で得られるコミュニケーションの満足感を得ることができず、子どもおよび別居親が不満を感じるリスクがあります。別居親の中には「調停では対面型面会前提に合意したのであって、オンライン面会で代替することは認められない」と主張し、履行勧告をおこなうケースもあります。

幼い子供は視覚および聴覚だけでは楽しみが限られて飽きてしまい、画面から離れて同居親のところに行ってしまうたり、決められた時間面会を続けることが困難なケースも珍しくありません。また対面交流では問題なく交流を続けられる別居親でも、オンラインだと勝手が違いうまくコミュニケーションできずに不満を募らせる場合もあります。

(5) オンライン面会付添い特有の支援手順が必要

オンライン上で支援者が付添いする場合、オンライン上でも顔をあわせられない父母への対応、問題発言が発生した場合の介入方法などをあらかじめ定めておく必要があります。

また、写真撮影や録音禁止されているにもかかわらず、面会中の画面をスクリーンショットする、音声を録音する、などを利用者がおこなうリスクもあります。画面に映らない場所から面会が許されていない祖父母が面会を見ているという可能性もあります。

4 支援者としての対策

(1) 情報通信環境の整備および操作技術の習得

- ① 父母の情報通信環境および操作技術状況を確認します。
- ② オンライン面会のアクセス情報受渡し方法を決めます。
- ③ 父母が操作に慣れていない場合は、支援者が父母の導入教育やリハーサル確認をおこないます。

(2) 自宅でおこなう場合のプライバシー防露リスク

- ① 使用ツールに「バーチャル背景機能」があれば、これを使って背景を隠します。
- ② しかし、「対象の子どもが複数いてよく動く場合」や「子どもが手に持ったものを別居親に見せようとする場合」、バーチャル背景機能を使うと画像が適切に映らなくなる場合があります。面会交流品質の面から、子どもが幼い場合はバーチャル背景を使わないことをお勧めします。
- ③ 見えても大丈夫な背景の前でおこなう、大きな布をかけて後ろの様子を隠す、のような工夫をしている同居親のケースがあります。

(3) 面会中の同居親待機

- ① 同居親はできる限り「声が聞こえない別室」での待機を依頼します。
- ② 別室にいても声が聞こえる場合は、イヤホンで音楽や動画を楽しむよう依頼します。会話が聞こえるのは同居親自身のストレスになることがあるから、と説明します。
- ③ 障害発生時に支援者が同居親に連絡できる手段（電話、SNS等）を、面会交流使用機器とは別の機器で確保することをお勧めします。

(4) 子どもおよび別居親の満足感が少ない

- ① 次章を参考に、子どもの年齢に応じた、子どもが楽しみ別居親も満足感が得られる交流内容を、事前に父母にアドバイスします。
- ② 同居親が事前に「交流話題メモ」を作成し別居親に渡して、親子のやりとり、会話を促進させるのも良い方法です。「交流話題メモ」には、子どもが好きなこと、子どもが得意なこと、近況情報、などを書きます。
- ③ 子どもが幼い場合、オンライン面会で幼い子が長時間面会することは困難であることをあらかじめ父母に説明し、面会中に子どもが同居親のところに行く場合があること、規定の時間に達しなくても子どもが飽きてしまったら終了する可能性があることに同意を得ておきます。
- ④ 子どもが同居親のところに行ってしまったら、同居親に連絡して子どもを戻してもらおうよう依頼しましょう。子どもが戻ってこない、「もう終わりにする」と言っている、など継続が難しいと判断した場合は、その時点で終了にするかしばらく待つか、支援者が判断します。
- ⑤ オンラインでのコミュニケーションはだれしも難しいことを理解し、少しずつ良いやり方を親子で見つけていけるように支援者は励まし、サポートしましょう。

(5) オンライン面会付添い特有の支援手順が必要

- ① 鉢合わせ不可ケースの場合は、ツールへの入室時刻設定、待機室機能利用などで、父母が顔をあわせずに済む手順を検討します。
- ② 面会中に問題となる言動が発生した場合は、支援者が声で注意する、聞き入れない場合は退室させる、面会を中止する、などの手順を決めておく必要があります。
- ③ 禁止されているスクリーンショット、録音、祖父母の隠れ同室、などを技術的に食い止めることは困難です。別居親との信頼関係を構築し、問題のある行為はおこなわないと約束を取り付けるようにしましょう。
- ④ 面会に関係ない第三者がインターネットから面会に乱入しないよう、面会情報の取り扱いに注意します。

5 子どもの年齢と、オンライン面会交流における留意点

子どもの発達段階ごとの面会交流例と、必要とされる親の援助を示します。

発達段階	面会交流例	必要とされる親の援助
幼児期前期 (1歳半～3歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊んでいるのを別居親が見守り、声掛けする。 ・画面で一緒にアニメを見る。 ・絵本の読み聞かせ。 	同居親 <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの設定 ・子どもの機嫌が悪くなった時の対応 別居親 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが同居親のところに行ったり、状況によっては早期に終了することへの理解
幼児期後期 (3歳～5歳)	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム ・なぞなぞ 	上記に加えて 子どもはカメラの前でいられる時間が長くなるが、長時間は難しい。
小学校前半 (6歳～8歳)	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・画面の双方で、一緒にものづくり（おやつ作り、ビーズ遊び、スライム作りなど） ・画面越しにランチをする。 	同居親 <ul style="list-style-type: none"> ・通信障害やカメラ不具合への対応
小学校後半 (9歳～12歳)	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲームに双方からアクセスして遊ぶ 	親の援助は少なくなる。子どもによっては、電話やテキストメッセージを自分で使えるようになるので、オンラインで能動的に遊べる子どもが増えてくる
思春期・青年期 (13歳～18歳)	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・画面に集中して別居親と会話を楽しむ 	親の援助はほとんど必要ない。

附則 本ガイドラインは、2022年12月22日より適用する。

以上